レジストラトランスファー細則 (変更履歴付) レジストラトランスファー細則(整形版) 備考 株式会社日本レジストリサービス 株式会社日本レジストリサービス 凡例: 公開:2010年11月1日 公開:2010年11月1日 赤字(下線付き):追加 改訂:2011年11月1日 改訂:2011年11月1日 青字(取消線付き):削除 改訂:2012年5月21日 改訂:2012年5月21日 改訂:2014年12月18日 改訂:2014年12月18日 実施: 2015年1月18日 改訂日・実施日を記載 改訂:2016年11月1日 改訂:2016年11月1日 実施:2016年12月1日 実施:2016年12月1日 レジストラトランスファー細則 レジストラトランスファー細則 第1条(適用範囲) 第1条(適用範囲) この細則は、当社が「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規 この細則は、当社が「gTLD等ドメイン名登録等に関する規則」(以下「登録規 則」という)第34条に基づいて提供する、次の各号のサービス(以下「レジスト 則」という)第34条に基づいて提供する、次の各号のサービス(以下「レジスト ラトランスファー」という)について適用する。 ラトランスファー」という)について適用する。 (1)gTLD等ドメイン名の管理レジストラを他のレジストラから当社に変更する (1)gTLD等ドメイン名の管理レジストラを他のレジストラから当社に変更する サービス(以下「トランスファーイン」という) サービス(以下「トランスファーイン」という) (2)gTLD等ドメイン名の管理レジストラを当社から他のレジストラに変更する (2)gTLD等ドメイン名の管理レジストラを当社から他のレジストラに変更する サービス(以下「トランスファーアウト」という) サービス(以下「トランスファーアウト」という) 第2条(トランスファーインの申請) 第2条(トランスファーインの申請) トランスファーインの申請を行う者(以下「トランスファーイン申請者」とい トランスファーインの申請を行う者(以下「トランスファーイン申請者」とい う)は、当社が別途定める方法により指定事業者を経由してトランスファーイン う)は、当社が別途定める方法により指定事業者を経由してトランスファーイン の申請を行う。 の申請を行う。 2 当社は、次のいずれかの事由がある場合、当該トランスファーインの申請を受 | 2 当社は、次のいずれかの事由がある場合、当該トランスファーインの申請を受 け付けないことができる。 け付けないことができる。 (1) 当該gTLD等ドメイン名が登録された日から60日以内に申請されたとき (1) 当該gTLD等ドメイン名が登録された日から60日以内に申請されたとき (2) 当該gTLD等ドメイン名の前回のレジストラトランスファーが行われてから (2) 当該gTLD等ドメイン名の前回のレジストラトランスファーが行われてから 60日以内に申請されたとき 60日以内に申請されたとき (3) 当該gTLD等ドメイン名のレジストラトランスファーが禁止または制限され (3) 当該gTLD等ドメイン名のレジストラトランスファーが禁止または制限され ているとき ているとき (4) その他、当社がトランスファーインの申請を不適切と判断したとき (4) その他、当社がトランスファーインの申請を不適切と判断したとき 第3条(トランスファーインの承認) 第3条(トランスファーインの承認)

前条第1項の申請があった後、当社は、指定事業者から受領した、gTLD等ドメ

イン名の登録・運用に関連した連絡先として登録される者(以下「Adminコンタ

前条第1項の申請があった後、当社は、指定事業者から受領した、gTLD等ドメ

イン名の登録・運用に関連した連絡先として登録される者(以下「Adminコンタ

レジストラトランスファー細則(変更履歴付)

クト」という)の電子メールアドレス宛(トランスファー元レジストラまたはレ ジストリが提供するgTLD等ドメイン名のWhoisにおいて記載されたものをいう) にトランスファー承認フォーム (Form of Authorization) を送信する。当該Admin コンタクトは、トランスファー承認フォーム送信後5日以内に、トランスファー 承認フォームに記載された承認手続を行わなければならない。当該手続が行われ なかった場合、当社は、トランスファーインの申請が撤回されたものとみなす。

2 前項によりAdminコンタクトがトランスファーインの承認手続を行った場合で あっても、上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他の定めにより当該承認 手続が無効となった場合、当社は、当該トランスファーインの申請が撤回された ものとみなす。

第4条(トランスファーインの完了)

トランスファーインは、gTLD等ドメイン名のレジストリデータベースにおい て、管理レジストラが当社に変更された時に完了する。トランスファーインが完 了したgTLD等ドメイン名は、この細則に特別の定めがある場合を除き、登録が完 了したgTLD等ドメイン名に関する登録規則の定めに従って取り扱われるものと する。

2 トランスファーイン手続の結果通知については、登録規則第16条の定めを準用 する。

第5条(トランスファーインによる登録期間の延長)

トランスファーインが完了した場合、gTLD等ドメイン名の登録期間は、1年間 延長される。

2 前項により延長された後の登録期間は、登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」 2 前項により延長された後の登録期間は、登録規則別表「gTLD等ドメイン名一覧」 で定める期間を超えないものとする。

第6条(登録の記録)

トランスファーインをした登録者は、gTLD等ドメイン名の新規登録日を証明で きる適切な記録を保存しなければならない。

第6条の2(トランスファーロック)

登録者は、管理指定事業者を経由して、gTLD等ドメイン名をレジストラトラン スファー禁止状態(以下「トランスファーロック」という)に設定することがで きる。トランスファーロックが設定されている場合、登録者は、当該gTLD等ドメ イン名のトランスファーアウトを行うことができない。

2 登録者は、管理指定事業者を経由して、いつでも前項に定めるトランスファー ロックの設定を解除することができる。

第7条(トランスファーアウトの手続)

レジストラトランスファー細則(整形版)

クト」という)の電子メールアドレス宛(トランスファー元レジストラまたはレ ジストリが提供するgTLD等ドメイン名のWhoisにおいて記載されたものをいう) にトランスファー承認フォーム (Form of Authorization) を送信する。当該Admin コンタクトは、トランスファー承認フォーム送信後5日以内に、トランスファー 承認フォームに記載された承認手続を行わなければならない。当該手続が行われ なかった場合、当社は、トランスファーインの申請が撤回されたものとみなす。

2 前項によりAdminコンタクトがトランスファーインの承認手続を行った場合で あっても、上位組織の定める規則、仕様、ポリシーその他の定めにより当該承認 | を追加 手続が無効となった場合、当社は、当該トランスファーインの申請が撤回された ものとみなす。

FOA(in)の失効に関する規定

第4条(トランスファーインの完了)

トランスファーインは、gTLD等ドメイン名のレジストリデータベースにおい て、管理レジストラが当社に変更された時に完了する。トランスファーインが完 了したgTLD等ドメイン名は、この細則に特別の定めがある場合を除き、登録が完 了したgTLD等ドメイン名に関する登録規則の定めに従って取り扱われるものと する。

2 トランスファーイン手続の結果通知については、登録規則第16条の定めを準用 する。

第5条(トランスファーインによる登録期間の延長)

トランスファーインが完了した場合、gTLD等ドメイン名の登録期間は、1年間 延長される。

で定める期間を超えないものとする。

第6条(登録の記録)

トランスファーインをした登録者は、gTLD等ドメイン名の新規登録日を証明で きる適切な記録を保存しなければならない。

第6条の2(トランスファーロック)

登録者は、管理指定事業者を経由して、gTLD等ドメイン名をレジストラトラン スファー禁止状態(以下「トランスファーロック」という)に設定することがで きる。トランスファーロックが設定されている場合、登録者は、当該gTLD等ドメ イン名のトランスファーアウトを行うことができない。

2 登録者は、管理指定事業者を経由して、いつでも前項に定めるトランスファー ロックの設定を解除することができる。

第7条(トランスファーアウトの手続)

レジストラトランスファー細則(変更履歴付)

トランスファーアウトの手続を行う登録者は、管理指定事業者を経由して、 gTLD等ドメイン名の最新の認証コードを取得し、また、前条に定めるトランスフ ァーロックが設定されているときは、その設定を解除するものとする。

2 登録者は、管理指定事業者から受領した認証コードを厳重に管理し、漏洩して はならない。また、登録者は、トランスファーアウトの手続に使用する以外の目 的で、第三者に対して当該認証コードを開示してはならない。

第7条の2(トランスファーアウトの確認)

gTLD等ドメイン名のレジストリからトランスファーアウトの要請に関する通 知を受け取った場合、当社は、登録原簿に記載された登録者の電子メールアドレ ス宛にトランスファー承認フォーム (Form of Authorization) を送信する。当 該登録者は、トランスファーアウトの中止を希望する場合には、トランスファー 承認フォーム送信後3日以内に、トランスファー承認フォームに記載された不承 認手続を行わなければならない。当該手続が行われなかった場合、当社は、登録 者がトランスファーアウトを承認したものとみなす。

第8条(トランスファーアウトの要請の拒否)

当社は、次の事由がある場合、当該トランスファーアウトの要請を拒否するこ とができる。ただし、第2号、第3号、第9号および第10号の場合には必ず拒否 しなければならないものとする。

- (1) 不正の証拠
- (2)統一ドメイン名紛争処理方針(Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)(以下「UDRP」という)に従った手続が係属中であると知らされ たとき
- (3) 適法な管轄を有する裁判所の命令
- (4) 登録者またはAdminコンタクトの同一性に関する合理的な紛争
- (5) レジストラトランスファーに対する登録者またはAdminコンタクトからの 明示的な反対。反対は、以下のいずれかの形式で、登録者またはAdminコ ンタクトの明示的かつ説明のうえでの同意のもとに表明されたものでな ければならない。
 - (ア) 個別のレジストラトランスファーの要請への具体的な反対
 - (イ) 一時的または無期限でのすべてのレジストラトランスファーの要請への 包括的な反対
 - (ウ) 第6条の2に定めるトランスファーロックの設定

(第6号削除)

- (7) 当該gTLD等ドメイン名が登録された日から60日以内であるとき
- (8) 当該gTLD等ドメイン名の前回のレジストラトランスファーが行われてから 60日以内であるとき(UDRPその他の紛争解決手続における裁定により、元 のレジストラに戻す場合を除く)

レジストラトランスファー細則(整形版)

トランスファーアウトの手続を行う登録者は、管理指定事業者を経由して、 gTLD等ドメイン名の最新の認証コードを取得し、また、前条に定めるトランスフ ァーロックが設定されているときは、その設定を解除するものとする。

2 登録者は、管理指定事業者から受領した認証コードを厳重に管理し、漏洩して はならない。また、登録者は、トランスファーアウトの手続に使用する以外の目 的で、第三者に対して当該認証コードを開示してはならない。

第7条の2(トランスファーアウトの確認)

gTLD等ドメイン名のレジストリからトランスファーアウトの要請に関する通 知を受け取った場合、当社は、登録原簿に記載された登録者の電子メールアドレ ス宛にトランスファー承認フォームを送信する。当該登録者は、トランスファー アウトの中止を希望する場合には、トランスファー承認フォーム送信後3日以内 に、トランスファー承認フォームに記載された不承認手続を行わなければならな い。当該手続が行われなかった場合、当社は、登録者がトランスファーアウトを 承認したものとみなす。

第8条(トランスファーアウトの要請の拒否)

当社は、次の事由がある場合、トランスファーアウトの要請を拒否することが できる。ただし、第2号、第3号、第9号および第10号の場合には必ず拒否しな レジストラによるトランスフ ければならないものとする。

- (1) 不正の証拠
- (2) 統一ドメイン名紛争処理方針 (Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy)(以下「UDRP」という)に従った手続が係属中であると知らされ たとき
- (3) 適法な管轄を有する裁判所の命令
- (4) 登録者またはAdminコンタクトの同一性に関する合理的な紛争
- (5) レジストラトランスファーに対する登録者またはAdminコンタクトからの 明示的な反対。反対は、以下のいずれかの形式で、登録者またはAdminコ ンタクトの明示的かつ説明のうえでの同意のもとに表明されたものでな ければならない。
- (ア) 個別のレジストラトランスファーの要請への具体的な反対
- (イ) 一時的または無期限でのすべてのレジストラトランスファーの要請への 包括的な反対
- (ウ) 第6条の2に定めるトランスファーロックの設定

(第6号削除)

- (7) 当該gTLD等ドメイン名が登録された日から60日以内であるとき
- (8) 当該gTLD等ドメイン名の前回のレジストラトランスファーが行われてから 60日以内であるとき(UDRPその他の紛争解決手続における裁定により、元 のレジストラに戻す場合を除く)

ァーアウトの拒否に関する規 定の変更に伴う修正

レジストラトランスファー細則(変更履歴付)	レジストラトランスファー細則(整形版)	備考
(9) 当該gTLD等ドメイン名の過去のレジストラトランスファーに関連して、ト	(9) 当該gTLD等ドメイン名の過去のレジストラトランスファーに関連して、ト	
ランスファーに関する紛争処理方針(Transfer Dispute Resolution	ランスファーに関する紛争処理方針(Transfer Dispute Resolution	
Policy) に従った手続が係属中であるとき	Policy) に従った手続が係属中であるとき	
_(10) 当該gTLD等ドメイン名について、統一早期凍結(Uniform Rapid Suspension)	(10)当該gTLD等ドメイン名について、統一早期凍結(Uniform Rapid Suspension)	
(以下「URS」という)に従った手続が係属中またはURSに基づく使用差し	(以下「URS」という)に従った手続が係属中またはURSに基づく使用差し	
止め中であると知らされたとき	止め中であると知らされたとき	
第9条(レジストラトランスファーにおける登録者意思の優先)	第9条 (レジストラトランスファーにおける登録者意思の優先)	
レジストラトランスファーに関し紛争が生じた場合において、登録者とAdmin	レジストラトランスファーに関し紛争が生じた場合において、登録者とAdmin	
コンタクトが異なる意思表示をした場合、当社は、登録者からの意思表示を優先	コンタクトが異なる意思表示をした場合、当社は、登録者からの意思表示を優先	
して取り扱うものとする。	して取り扱うものとする。	
第10条(免責)	第10条(免責)	
当社は、この細則の定めに従って行われたレジストラトランスファーは、正当	当社は、この細則の定めに従って行われたレジストラトランスファーは、正当	
な権限を有する者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。当社	な権限を有する者の意思に基づいて真正に行われたものとして取り扱う。当社	
は、この細則の定めに従ったレジストラトランスファーの実施によって生じた損	は、この細則の定めに従ったレジストラトランスファーの実施によって生じた損	

害について、一切責任を負わない。

害について、一切責任を負わない。